

軽油引取税の課税免除の特例措置（林業・木材産業関係）

対象税目：軽油引取税（地方税）

① 措置を講じる
背景・課題
(政策目的)

○林業の持続的かつ健全な発展、林産物の供給及び利用の確保を実現するためには、林業・木材産業の体質強化を図る必要がある。
○本特例措置により、林業・木材産業の生産コストを軽減することで、林業・木材産業における事業体の経営基盤の強化や労働環境の改善、林業従事者の所得向上を図り、林業・木材産業の体質強化を推進する。

当該措置の政策体系
における位置づけ

《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。
《中目標》 II 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展
《政策分野》 ② 林業の持続的かつ健全な発展
③ 林産物の供給及び利用の確保

② 現行制度の概要

根拠条文：地方税法附則第12条の2の7
創設年度：平成21年度
適用期限：令和9年3月31日
事前事後の計画認定・報告の有無：【事前：無】【事後：無】

○軽油引取税は、軽油の製造業者又は輸入業者及び元売り業者から軽油の引取りを行う者に対し課税されるが、林業・木材加工業等を営む者が、林業及び木材の積卸し等のために使用する機械の動力源の用途に供する軽油の引取りに対しては、所定の手続を経た上で免税（軽油引取税：15,000円/KL）。
※暫定税率廃止前は、32,100円/KL

減収額

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
金額（億円）	43.9	45.3	44.9	47.7	47.5	48.4	48.4

（出所）総務省「道府県税の課税状況等に関する調」

③ アクティビティ

○林業・木材産業に必要な不可欠な生産資材である軽油の調達コストを軽減し、生産コストの低減を通じて林業・木材産業の経営の安定化を図ることで、再投資を通じた生産性向上等を促し、持続的かつ安定的な国産材の供給や、林業・木材産業の健全な発展と森林の多面的機能の発揮を図ることを目的としている。

④ アウトプット

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
件数	3,932	3,911	3,923	4,003	3,997	3,910
適用額（億円）	179.8	161.8	211.1	221.5	232.7	236.7

（出所）件数 総務省「道府県税の課税状況等に関する調」

適用額 総務省「道府県税の課税状況等に関する調」、資源エネルギー庁「石油製品価格調査（給油所小売価格調査）」

○アウトカムに対する効果分析（林業関係）

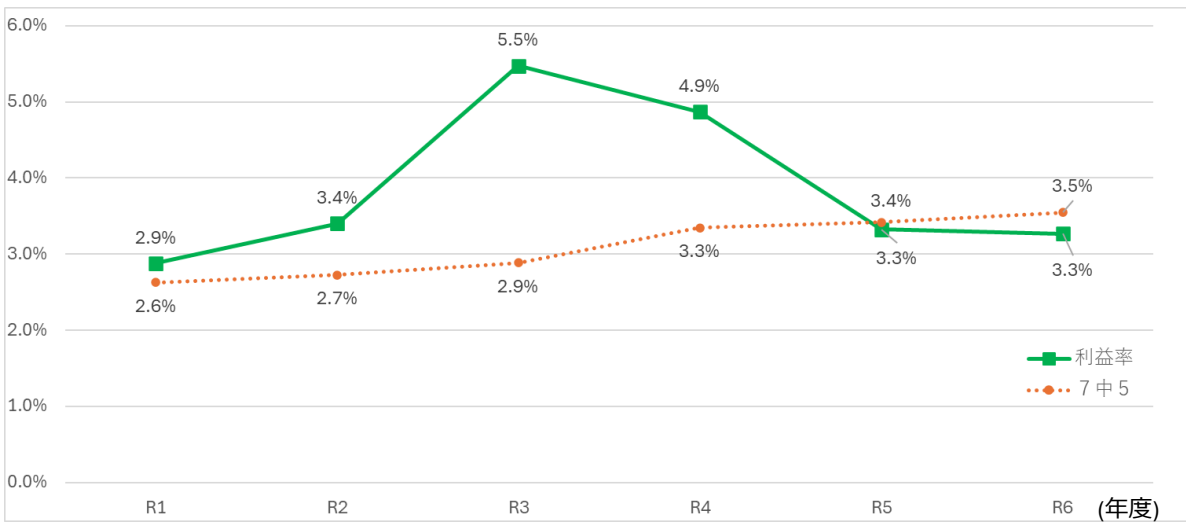
アウトプットから短期アウトカムへの効果発現経路	○生産コストの低減により営業利益率を向上させ、林業経営体の経営の安定化を図る。
⑤ 短期アウトカム	○林業経営体の経費負担の軽減・収支の安定化 指標：営業利益率 目標値：本特例措置以降の平均水準の維持（平成30年度～令和6年度における7中5平均：3.5%） 対象期間：令和9年度
短期アウトカムから中期アウトカムへの効果発現経路	○本特例措置により軽減された資金を活用した人的投資や労働条件の改善、設備投資により生産性の向上を図る。
⑥ 中期アウトカム	○人的投資や労働条件の改善、設備投資による生産性の向上 指標：林業経営体の労働生産性 目標値：10m ³ /人日 対象期間：～令和12年
中期アウトカムから長期アウトカムへの効果発現経路	○林業経営体の労働生産性の向上により、国産材の供給量の拡大に繋がる。
⑦ 長期アウトカム	○国産材供給量の確保 指標：国産材の供給量 目標値：4,200万m ³ 対象期間：～令和17年

分析に利用するデータ	選定理由（政府統計等でない場合、回収率・対象件数等）
森林組合一斉調査（農林水産省）	（政府統計）林業（素材生産業を含む）の主な担い手である森林組合の事業実績の把握
林野庁業務資料	（業務資料）林業経営体の労働生産性の把握
木材需給表（農林水産省）	（政府統計）国産材の供給量の把握

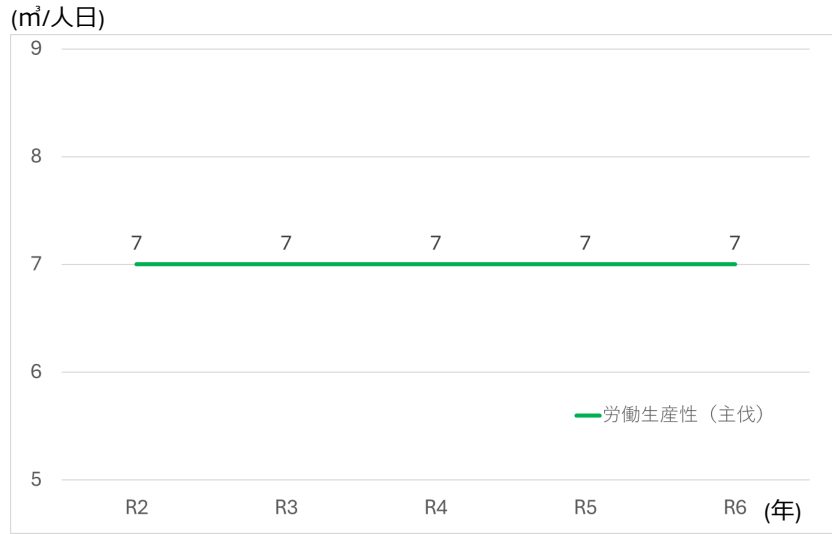
●分析手法：時系列比較による傾向
 選定理由：租税特別措置が適切に機能しているかを分析するのに適しているため

○アウトカムに対する効果分析（林業関係）

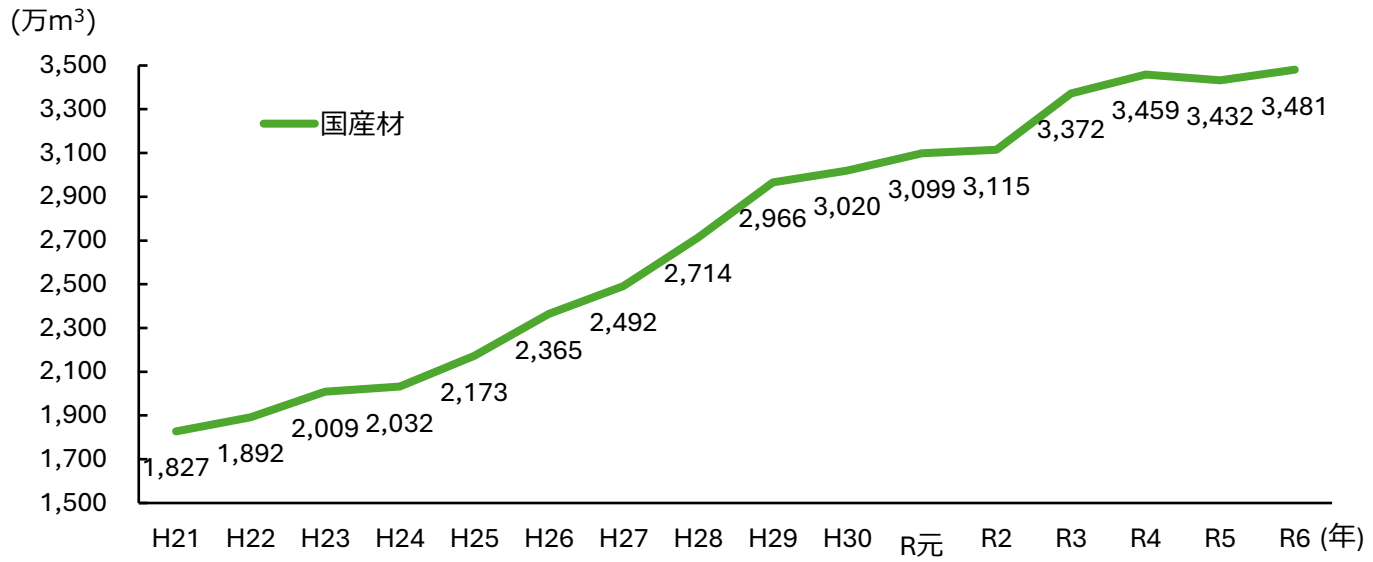
短期アウトカム ■ 営業利益率の推移



中期アウトカム ■ 林業経営体の労働生産性の推移



長期アウトカム ■ 国産材供給量の推移



○アウトカムに対する効果分析（木材産業関係）

アウトプットから短期アウトカムへの効果発現経路	○生産コストの低減により営業利益率を向上させ、木材産業事業者の経営の安定化を図る。
⑤ 短期アウトカム	○木材産業事業者の経費負担の軽減・収支の安定化 指標：営業利益率 目標値：本特例措置以降の平均水準の維持（平成30年度～令和6年度における7中5平均：2.9%） 対象期間：～令和9年度
短期アウトカムから中期アウトカムへの効果発現経路	○本特例措置により負担軽減された資金を活用した設備投資等により、生産性の向上を図る。
⑥ 中期アウトカム	○軽減された資金を活用した木材産業の生産性向上 指標：製材・合板工場等の生産性 目標値：800m ³ /人年 対象期間：～令和12年
中期アウトカムから長期アウトカムへの効果発現経路	○製材・合板工場等の生産性の向上により、国産材の供給量の拡大に繋がる。
⑦ 長期アウトカム	○国産材供給量の確保 指標：国産材の供給量 目標値：4,200万m ³ 対象期間：～令和17年

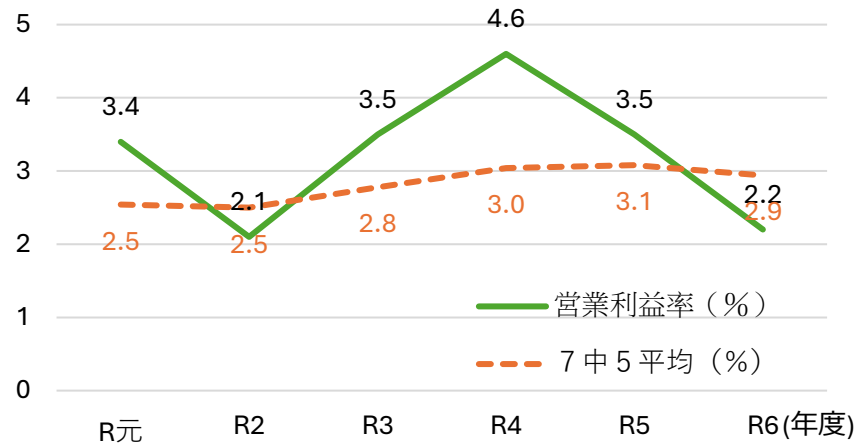
分析に利用するデータ	選定理由（政府統計等でない場合、回収率・対象件数等）
道府県税の課税状況等に関する調（総務省）	（政府統計）免税軽油使用者数、数量の実績の把握
法人企業統計調査（財務省）	（政府統計）営業利益率の把握
経済構造実態調査（総務省・経済産業省）	（政府統計）製造品出荷額等、生産性の把握
木材統計調査（農林水産省）	（政府統計）生産性の把握
木材需給表（農林水産省）	（政府統計）国産材の供給量の把握

●分析手法：時系列比較による傾向
 選定理由： 租税特別措置が適切に機能しているかを分析するのに適しているため。

○アウトカムに対する効果分析（木材産業関係）

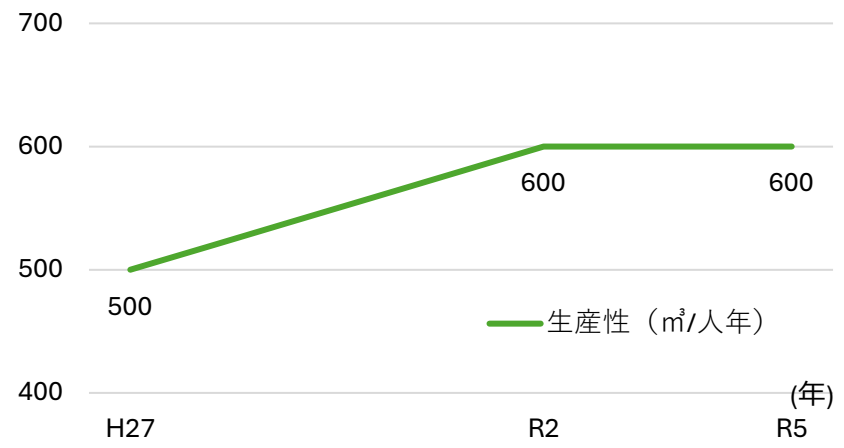
短期アウトカム

■ 営業利益率の推移（%）



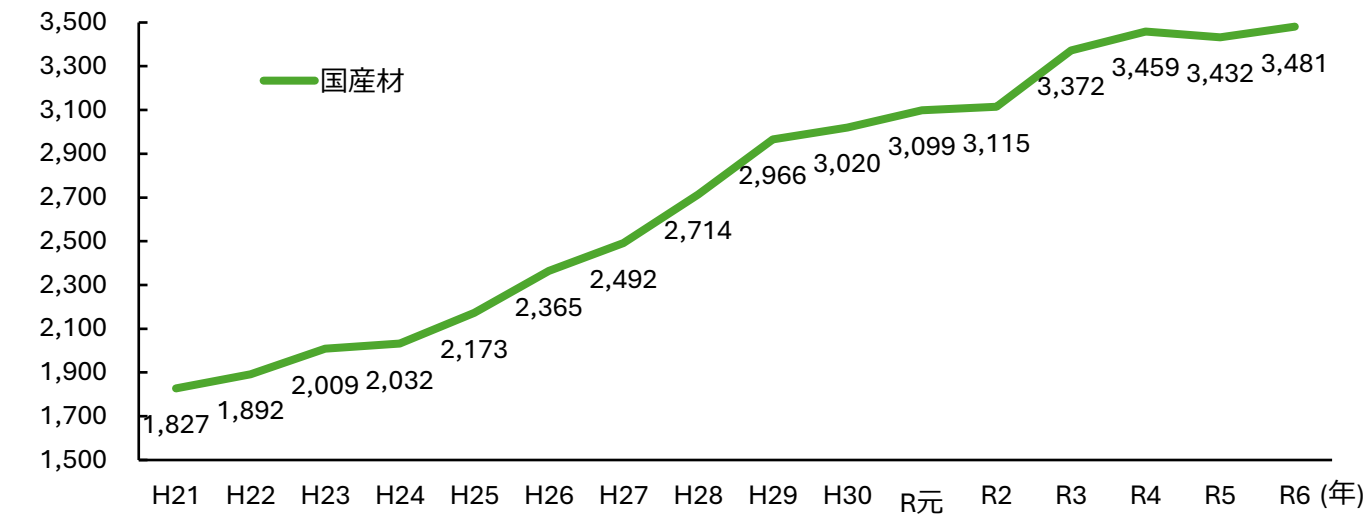
中期アウトカム

■ 製材・合板工場等の生産性の推移



長期アウトカム

■ 国産材供給量の推移



○ 評価等（林業・木材産業関係）

	短期	中期	長期
① 各アウトカムの達成状況	<p>(林業)</p> <p>○令和6年度の営業利益率は、3.3%と目標値（7中5平均：3.5）をわずかに下回るものの、中期的には緩やかな上昇傾向で推移している。</p> <p>(木材産業)</p> <p>○令和6年度の営業利益率は、2.2%と目標値（7中5平均：2.9）を下回るものの、中期的には緩やかな上昇傾向で推移している。</p>	<p>(林業)</p> <p>○林業経営体の労働生産性は、令和6年は7㎡/人日となっており、近年は横ばいで推移しているが、今後営業利益率が上昇し設備投資等が進めば目標達成される見込み。</p> <p>(木材産業)</p> <p>○製材・合板工場の生産性は、中長期的には上昇傾向で推移しており、令和5年において600㎡/人年である。今後、木材産業事業者の経営の安定化が図られれば、目標達成される見込み。</p>	<p>(林業・木材産業)</p> <p>○令和6年の国産材供給量は、3,481万㎡と増加傾向で推移している。</p>
② 達成できていない場合の要因	<p>(林業・木材産業)</p> <p>○令和6年度は、各種資材価格や燃料・電力費、人件費の上昇が続いた一方で、厳しい価格競争の中で、原木・製品価格への転嫁が限定的であったことから、営業利益率が低下したと考えられる。なお、令和3-4年度はいわゆるウッドショックの影響で原木・製品価格が高騰し、一時的に営業利益率が大幅に上昇したことも要因であると考えられる。</p>	-	-
③ 政策効果等	<p>○中長期的に燃油を含む資材価格が上昇する厳しい状況の中において、林業及び木材産業の営業利益率は、単年度では目標を下回るものの中期的に増加傾向で推移しており、本特例措置により林業・木材産業のコスト負担を軽減し経営基盤の強化に寄与している。また、林業経営体の労働生産性は横ばいで推移し、製材・合板工場の生産性は増加している中、国産材の供給量についても中長期的に上昇しており、これらに寄与している。</p>		
④ 租税特別措置等以外の手段と比較した場合の相当性	<p>○林業・木材産業の軽油調達コストに対して直接支援する租税特別措置等以外の手段はない。</p> <p>○補助事業（林業・木材産業循環成長対策交付金事業）では、都道府県が掲げる目標の達成に向け補助要件に適合する一部の事業者に対して、木材加工流通施設の整備や高性能林業機械の導入支援を行う一方で、本特例措置では、広く業界全体の事業者に対して、直接的に燃油調達コストを軽減し経営の安定化に寄与することが可能となっている。</p>		
⑤ 見直しの方向性	<p>○上記より、本特例措置による林業・木材産業経営に対する効果は大きく、特に、需要低迷の中各種コストの値上げで原木・製品への価格転嫁が難しい中で、生産コストの低減による経営の安定化、国産材の安定的な供給を確保する観点から、引き続き本特例措置を講じていく必要がある。</p> <p>○本特例措置が廃止された場合は、営業利益率が低下し、経営に影響が及んで事業の継続が難しくなり、森林・林業・木材産業の循環が途切れ、国産材の供給量の確保が困難になる恐れがある。</p>		

主担当部局：林野庁林政部木材産業課、経営課
 共管担当部局：農林水産省農産局技術普及課、水産庁漁政部加工流通課